

平成28年度 県土整備部環境配慮事例報告書

位置図・平面図等

事業主管課	砂防防災課
実施機関	県土整備部(美波)

【事業の概要】

事業の種類	砂防	急傾斜地崩壊対策
事業箇所名	牟岐町川長	
事業の規模・状況	0.7 ha	小規模事業a 設計段階

【事業の目的及び概要】

天神前急傾斜地崩壊危険区域は、人家13戸及び地域防災計画に記載された避難場所である天神社を保全対象に含む急傾斜地であり、「東南海・南海地震」発生時には、津波の浸水被害が想定されている。東海地震を含めた「三連動地震」発生の際には、さらに被害は拡大するものと想定され、人命を守るため、急傾斜地崩壊対策を行うとともに、できるだけ近くに高台の避難所を確保するものである。

【検討した環境要素の一覧及びRDBの有無、モニタリングの要否】

大気	環境	水環境	地形・地質等	生物多様性	景観	自然とのふれあい	文化財	廃棄物	温室効果ガス等	RDB種の有無	モニタリングの要否
	○		○	○	○		○	○			

【特に配慮した環境要素と検討事項】

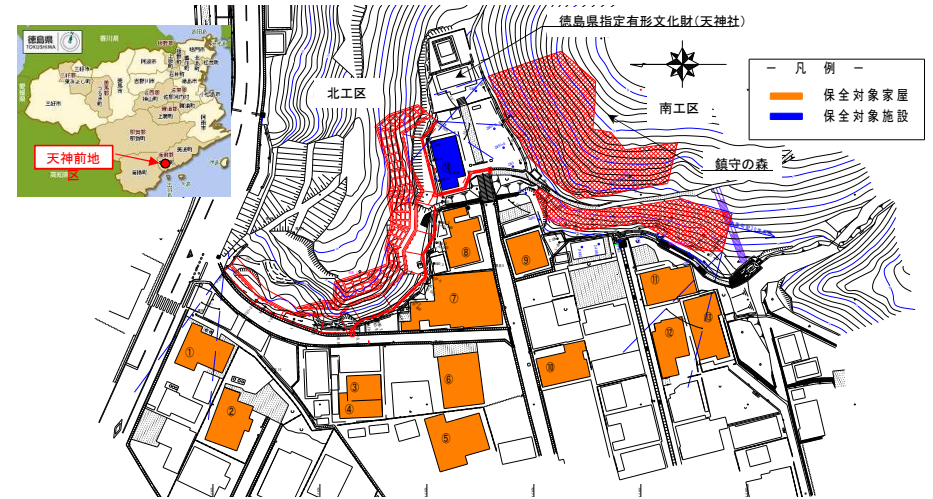
- ①擁壁形式：現地のがけ高30m、勾配47°の急峻な斜面は保全人家と密接しているため、急傾斜地崩壊防止施設として張コンクリートを採用することで地山掘削量を低減し、地形改変を最小限とすることができる。
- ②緑化対策：北工区の法面対策として法枠工を採用しているが、枠内を植生基材吹付することで緑化対策を行う。
- ③景観対策：徳島県指定有形文化財天神社の南側にある南工区の斜面は、地元住民から「鎮守の森」と呼ばれ親しまれており、地山補強土工法を採用した。地山補強土工法は、樹木の生育する斜面において、それらの樹木の伐採を法枠工に比べ少なくすることができ、景観や自然環境の保全を図りながら斜面の安定化をはかり、地形の改変が少ない工法である。

【目標に対する達成状況】

「①擁壁形式」は比較検討等を実施し掘削量が最小で地山改変の影響が最も小さいものを採用した。「②緑化対策」は斜面に対して地山改変が小さく、枠内の緑化対策を図る法枠工を採用した。「③景観対策」では地元住民の「鎮守の森」の樹木伐採を伴わない工法の要望と斜面の安定化を両立させる工法を採用した。

【検討事項に対する評価】

実施者	計画当初は南側工区においても、コンクリート擁壁及び法枠工により急傾斜地崩壊防止工事を実施する予定であったが、地元説明会や用地交渉等で地元住民の要望を汲み取り、樹木の伐採量が最小限となる工法を採用するに至った。環境配慮に関しては周辺環境と密接な関係にある地元住民ならではの意向もあり、今後も地元住民の意見を事業計画に取り入れ、理解と親しみのある事業を実施していきたい。
主管課	急傾斜地崩壊対策事業は、人家及び公共施設に密接した斜面で実施されることが多いため、地形改変が大きく、それに伴い自然景観が損なわれ、周辺環境への負荷が大きくなる。このため、地形改変や景観保護を検討することで周辺環境の保全を図る必要がある。当該事業箇所のように地形改変の低減と景観保全を図ることで結果的に生態系の保護にもつながるため、環境配慮の事例として整理したい。
専門家	



写真、図面等

